

業務費内訳書等審査基準の運用について

札幌市水道局役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領(平成24年1月18日管理者決裁)第7条の2第1項に掲げる業務費内訳書等の審査基準については、下記のとおり取扱うものとする。

記

(業務費内訳書等審査基準)

第7条の2 前条の規定による低入札価格調査において、最低価格入札者から提出を受けた前条第2項第1号の積算根拠(以下「業務費内訳書等」という。)の内容が、次のいずれかに該当したときは、その者を失格と判断するものとする。

(1) 入札書記載金額と整合していないとき

【取扱い】

「入札書記載金額と整合していないとき」とは、次のいずれかに該当したときをいう。

- (1) 業務費内訳書(様式1-1。以下同じ。)に記載された合計の金額と、入札書記載金額(契約希望金額の100/110の額。以下同じ。)が一致しないとき
- (2) 業務費内訳書の記載内容において、錯誤又は遺漏があったとき

(2) 最低賃金法その他の労働社会保険諸法令に基づく費用について、合理的な根拠による積算をしていないとき

【取扱い】

「最低賃金法その他の労働社会保険諸法令に基づく費用について、合理的な根拠による積算をしていないとき」とは、次のいずれかに該当したときをいう。

- (1) 業務従事者作業計画書(様式1-4。以下同じ。)において、労働者(労働基準法第9条に掲げる者。以下同じ。)を配置し、業務を履行する計画であるにも関わらず、業務従事者賃金支給計画書(様式1-2。以下同じ。)では、当該労働者に係る必要な賃金の計上が、全くなされていない、又は過小な人数で見積もっていたとき
- (2) 業務従事者賃金支給計画書に記載する労働者に係る所定労働時間において、関係法令に基づく事由も無く、法定労働時間を越える時間が記載され、それに応じた賃金の支給計画がなされていたとき
- (3) 業務従事者賃金支給計画書において、月支給額内訳欄中「給与A①(基本給(b)+その他(c))」に記載された金額が、次のいずれかに該当したとき
 - ア 入札書提出期限日(入札書の受領方法が一堂に会する場での紙入札方式のみ)の場合は「入札日」とする。以下同じ。)現在における北海道地区の最低賃金を

下回っていたとき

イ 入札書提出期限日の前日から起算して 10 日前までに、北海道地方最低賃金審議会からの最低賃金の改定についての答申が公表され、その改定額の適用が入札案件の業務履行開始月以降予定される場合にあっては、その答申された改正最低賃金を下回っていたとき

(4) 業務従事者賃金支給計画書に記載する労働者において、健康保険・厚生年金（被用者保険）又は雇用保険の加入義務がある雇用形態を想定しているにも関わらず、社会保険料事業主負担分調書（様式 1－3。以下同じ）に、業務履行開始月以降適用となるそれぞれの保険料率分（入札書提出期限日の前日から起算して 10 日前までにその適用となる改定料率が公表されていないものは、入札書提出期限日現在の適用料率とする。次号において同じ。）に応じた事業主負担分経費の額以上（当該調書中①及び③の額）を見積もっていないとき。ただし、適正な見積額に相当する額にて下記(6)イを満たす場合にあっては、当該要件を適用しない。

(5) 業務従事者賃金支給計画書に想定する労働者の賃金を計上しているにも関わらず、社会保険料事業主負担分調書の労災保険料欄（当該調書中②の額）に、業務履行開始月以降適用となる保険料率に応じた経費の額以上を計上していないとき。ただし、適正な見積額に相当する額にて下記(6)イを満たす場合にあっては、当該要件を適用しない。

(6) 次に掲げる式を満たす金額が計上されていないとき

ア 業務費内訳書「直接人件費その 1 (①)」の金額 \geq 業務従事者賃金支給計画書「合計 A 欄(労災保険対象額)」の金額

イ 業務費内訳書「業務従事者に係る法定福利費(⑧)」の金額 \geq 社会保険料事業主負担分調書「合計 D 欄」の金額

(3) 告示等に基づき提出された書類の記載事項の実施に係る費用について、合理的な根拠による積算をしていないとき

【取扱い】

「告示等に基づき提出された書類」とは、告示等に基づき提出を求めた入札参加資格を証する書類などをいい、当該書類の記載事項の実施に必要な費用について、過小計上又は全く計上がなされていないなど、合理的な根拠による積算をしていないときをいう。

- (4) 仕様書等に記載された要件を満たしていないときその他重大な誤り又は虚偽の記載がなされているとき

【取扱い】

「仕様書等に記載された要件を満たしていないとき」とは、業務従事者作業計画書の記載内容が仕様書に定めるメーター交換個数を満たしていないときをいう。

- (5) その他合理的な根拠による積算がなされていないとき

【取扱い】

業務費内訳書に掲げる項目のいずれかにおいて、値引きなどの減額行為(マイナス)の金額を計上し、業務費内訳書の合計の金額と入札書記載金額を故意に一致させているときをいう。

ただし、1万円未満の金額の端数調整によるものにあつては、この限りでない。